

茨城工業高等専門学校会計内部監査実施要項

〔 昭和 42 年 10 月 1 日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第45条及び福島高専と茨城高専における相互会計監査に関する申合せ（以下「申合せ」という。）に基づき、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における会計内部監査（以下「監査」という。）の実施について必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、本校における会計業務の状況について、適法性及び合理性の観点から公正不偏かつ客観的な立場で検討及び評価を行い、もって、会計業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(監査の実施)

第3条 この規則において、本校における監査は、日常業務における伝票監査等によるもののほか、福島工業高等専門学校との相互会計監査とすることとし、別に定める申合せにより実施するものとする。ただし、校長が必要と認めるときは、臨時に監査員を命じて本校単独で監査を実施することができるものとする。

(監査報告)

第4条 前条ただし書きにより監査を実施し、終了したときは、監査員は直ちに別紙第1号様式による監査報告書を校長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年11月12日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年2月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年12月12日から施行する。

別紙第1号様式

監 査 報 告 書

令和 年 月 日

茨城工業高等専門学校長 殿

監 査 員

職 名
氏 名

内部監査の結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査実施期日 自 令 和 年 月 日

至 令 和 年 月 日

2. 監査事項の概要